

## 平成30年度国民健康保険税等について

- 1 富山県国民健康保険運営方針の概要 ..... 資料 1-1
- 2 平成29年度仮係数による平成30年度推計について
- (1) 納付金の試算結果と県内の状況 ..... 資料 1-2
- (2) 現行税率と射水市標準保険料率との比較 ..... 資料 1-3

## (3) モデル世帯での比較

加入者	収入	所得	現行	標準保険料率で試算
夫婦2人世帯	年金収入 270万円	150万円	219,300円	231,500円(105.6%) +12,200円
1人世帯	年金収入 270万円	150万円	185,000円	197,200円(106.6%) +12,200円
40歳夫婦と子ども2人 (加入者4人世帯)	給与収入 380万円	250万円	440,900円	489,900円(111.1%) +49,000円
40歳夫婦と子ども2人 (加入者4人世帯)	給与収入 567万5千円	400万円	568,200円	653,900円(115.1%) +85,700円

- 3 平成29年度医療給付実績の動向について ..... 資料 1-4

## 4 国民健康保険税について

富山県国民健康保険運営方針が対象期間を平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としており、3年ごとに検証を行い、必要な場合は見直すこととしている。

射水市においては、平成30年度収支見込みから財源不足が懸念されるが、県単位化初年度であり、交付金等精算金の影響が平成31年度まで考えられる。

このことから、財源不足分については、5年程度を目途に計画的に削減することとし、平成30年度の税率は据え置くこととしたい。

- 5 赤字削減の中期計画について ..... 資料 1-5